

議案第九十五号

鳥取県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び同組合格約の変更について

地方自治法第二百八十六条第一項の規定により、昭和四十三年四月一日から倉吉市関金町国民宿舎企業団を、同年五月一日から鳥取県東部町村交通災害共済組合を鳥取県町村職員退職手当組合に加入せしめ、昭和三十八年四月二十二日から旧町村合併促進法第十一條の六の規定により旧津ノ井村の地域に係る同村と同組合との關係を鳥取市と同組合との間に存続させ、既に廃止された津ノ井村及び伯仙町を同組合を組織する地方公共団体から除く等のため同組合の規約を次のとおり変更する。

昭和四十三年 九月二十八日 提出

鳥取県東伯郡三朝町長 坂出雅己

鳥取県町村職員退職手当組合格約の一部を改正する規約



鳥取県町村職員退職手当組合格約の一部を次のように改正する。

第二条及び第五条中「町村」を「市町村」に改める。

第三条中「職員」を「職員（鳥取市の職員にあつては、旧津ノ井村の職員から引続き在職するものに限る。以下第十一条において同じ。）」に改める。

別表中「岩美郡 津ノ井村 国府町 岩美町 福部村」を「鳥取市 岩美郡 国府町 岩美町 福部村」に、「西伯郡 西伯町 会見町 岸本町 伯仙町 日吉津村 淀江町」

大山町 名和町 中山町」を「西伯郡 西伯町 会見町 岸本町 日吉津村 淀江町」

大山町 名和町 中山町」に、「八頭衛生施設組合」を「八頭衛生施設組合 倉吉市関金町国民宿舎企業 鳥取県東部町村交通災害共

済組合」に改める。

附 則

1 この規約は、地方自治法第二百八十六条第一項の規定による許可を受けた日から施行する。

この規約のうち第二条、第三条及び第五条の改正規定並びに別表中鳥取市の項を加える改正規定及び岩美郡の項の改正規定は昭和三十八年四月二十二日から、別表中西伯郡の項の改正規定及び倉吉市関金町国民宿舍企業団の項を加える改正規定は昭和四十三年四月一日から、別表中鳥取県東部町村交通災害共済組合の項を加える改正規定は昭和四十三年五月一日から適用する。

(参 照)

鳥取県町村職員退職手当組合格約抄

第二条 組合は、別表に掲げる町村及び市町村の一部事務組合（以下「組合町村」という。）をもつて組織する。

第三条 組合は、組合町村の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理することを目的とする。

第五条 組合の議会の議員の定数は別表に掲げる町村の数とし、その町村の長をもつてこれに充てる。

第十一条 組合町村は、組合が行なう退職手当の支給に要する費用及び組合の事務費に充てるため、次の負担金を組合に納入しなければならない。

一 一般負担金 その職員の給料月額の場合額に条例で定める割合を乗じて得た金額

二 特別負担金 その職員が組合から支給を受けた退職手当の金額と条例による基準的な普通退職手当の金額との差額

昭和四十三年九月議決 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄